

毎週火、金曜日発行（但休日には休むときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 国民健康保険条例の一部改正認可（羽合町）
（羽合町）
- ” ” 土地改良区定款変更の認可
（鹿野町）
- ” ” 豚コレラ予防注射等の実施
- ” ” 草地改良事業受託規程の一部改正
- ” ” 土地の公用廃止
- ” ” 検定供用藪抽出場所の指定

告示

鳥取県告示第二百五十一号
国民健康保険を行う羽合町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、羽合町国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年五月

二十七日認可した。

昭和三十三年六月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百五十二号

国民健康保険を行う羽合町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、羽合町国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年五月二十八日認可した。

昭和三十三年六月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百五十三号

国民健康保険を行う鹿野町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基き、鹿野町国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年五月二十八日認可した。

昭和三十三年六月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百五十四号

北条土地改良区から申請のあつた土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和三十三年六月二日認可した。

昭和三十三年六月六日 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百五十五号

次のように豚コレラ及び馬の流行性脳炎予防注射並びに馬伝染性貧血検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚及び馬の所有者に対して注射並びに検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年六月六日 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 豚コレラ、馬の流行性脳炎及び馬伝染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射…豚。ただし、生後四十日分娩前
後一箇月以内のものを除く。

馬の流行性脳炎予防注射並びに馬伝染性貧血検査…

馬。ただし、生後三箇月以内分
娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

豚コレラ予防注射…豚コレラ予防液皮下注射

馬の流行性脳炎予防注射…流行性脳炎予防液皮下注射

馬伝染性貧血検査…射

一 チョック試験管法による赤血球数検査

二 担鉄細胞検査

別表

一 豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

六月十三日 米子市彦名 同上

六月十六日 崎津

六月十七日 住吉

六月十八日 加茂

六月十九日 勝田 藤田

六月二十日 車尾

六月二十三日 境港市中浜

二 馬の流行性脳炎予防注射並びに伝染性貧血検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十四日 西伯郡伯仙町大高 大高家畜検診場

六月二十五日 岸本町八郷 八郷

六月二十六日 幡郷 幡郷

六月二十七日 大幡 大幡

六月二十七日 伯仙町泉 泉

六月三十日 米子市春日 春日

鳥取県告示第二百五十六号

草地改良事業受託規程（昭和三十一年一月鳥取県告示第十六号）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年六月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第四条中「あらかじめ」を削り、第五条を次のように改める。

（受託料の額）

第五条 受託料の額は次のとおりとする

作業の種類 受託料（一町当り）

拔根作業 一日処理面積二反未満 二五、〇〇〇円

一日処理面積二反以上 二一、〇〇〇円

五反未満 一日処理面積五反以上 一六、〇〇〇円

起土作業 九、一〇〇円

碎土作業 四、九〇〇円

三回掛けとし三回を越えるとき
は一回を増すこととして五〇〇坪を
加える。
一・一・二〇〇坪

- 牧道設置作業
第四号様式を次のように改める。
第四号様式
草地改良事業変更申請書
- 1 草地所在地
 - 2 草地所有者名
 - 3 草地管理者又は名称
 - 4 事業の種類及び面積

区分	前回の承認	変更申請
披根作業	町	町
起土作業	"	"
盛土作業	"	"
鎮圧作業	"	"
牧道設置	"	"

その他の作業

5 事業実施時期
 專業着手 昭和 年 月 日
 專業終了 昭和 年 月 日
 昭和 年 月 日付をもって承認のあつた草地改良事業について上記のとおり変更をいたしたので申請いたします。

住所氏名 殿 印
 鳥取県知事 附 則
 この規程は、昭和三十三年六月一日から適用する。

鳥取県告示第二百五十七号
 次の土地は、その公用を廃止する。
 昭和三十三年六月六日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

場 所 地目その他 面積

西伯郡岸本町大殿字岡崎六四七番地先 塘堤敷地及び川敷地 八坪二合二勺
 " 会見町天方字三本竹一、二四八番地ノ三先 道路敷地 三坪一合六勺
 倉吉市駄経寺字屋敷二八三ノ三先 " 一四坪
 岩美郡岩美町外邑美若二六三ノ一番地先 " 六七坪四合六勺
 米子市日原字水落七番地ノ二先 農道敷地及び道路敷地 三坪四合
 三番地ノ一先 道路敷地 二坪三合四勺
 (関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第二百五十八号
 蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第二十二号)第三条の
 五第二項及び第三項の規定に基く昭和三十三年度の検定
 供用繭抽出場所を次のように指定する。

昭和三十三年六月六日
 鳥取県知事 遠 藤 茂
 検定供用繭抽出場所
 名 称 所在地
 那是製糸株式会社鳥取乾繭場 鳥取市富安一九八番地

鐘淵紡績株式会社浦安乾繭場 八頭郡那家町宮谷二六
 購繭所 一番地
 那是製糸株式会社倉吉工場 倉吉市福吉町一、一六
 八番地
 鐘淵紡績株式会社浦安乾繭場 東伯郡東伯町逢東九五
 〇番地
 日本レイヨン株式会社米子製 米子市旗ヶ崎五七八番
 糸工場 地